

○農林水産省令第十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成八年四月一日

農林水産大臣 大原 一三

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「水島港」の下に、「玉島港」を、「鹿児島港」の下に、「金武中城港」を加え、同條第二項中「か殺類」を「か殺類」に改め、同項第二号中「網走港」の下に、「十勝港」を加え、同項第三号中「山形空港」の下に、「福島空港」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。